

広島地方最低賃金審議会
第 571 回 本審議会 議事要旨

開催日時	令和 8 年 7 月 28 日 (火) 10 時 00 分～11 時 00 分		
開始場所	広島合同庁舎 2 号館 6 階 7 号会議室		
出席状況	公益を代表する委員	出席 4 人	定数 5 人
	労働者を代表する委員	出席 5 人	定数 5 人
	使用者を代表する委員	出席 4 人	定数 5 人
主要議題	1 広島県最低賃金専門部会の設置について 2 広島県最低賃金の改正決定に係る関係労使の意見の申出について 3 生活保護水準との乖離状況について 4 中央最低賃金審議会での答申された目安額の伝達について 5 その他		
議 事 要 旨			
1 広島県最低賃金専門部会の設置について 事務局から、公労使それぞれ 3 名の専門部会委員を任命した旨を報告した。 2 広島県最低賃金の改正決定に係る関係労使の意見の申出について 事務局から意見書が 9 部提出された旨を報告し、6 名から意見陳述がなされた。 3 生活保護水準との乖離状況について 事務局から、令和 7 年度に改正された広島県最低賃金額と生活保護費を比較すると、最低賃金額が生活保護費を上回っている旨を報告した。 4 中央最低賃金審議会での答申された目安額の伝達について 事務局から、7 月 27 日までに目安額の答申がされていない旨を報告した。 目安額の伝達について、本審、専門部会のいずれで実施するか検討がなされ、本審で実施することとなった。 5 次回第 572 回本審の開催日については、7 月 29 日までに目安額が答申された場合は 7 月 31 日 13 時 30 分から、7 月 30 日以降に目安額が答申された場合は 8 月 4 日 13 時 30 分から開催する予定となった。			